

## ○大洗町定住促進奨励金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日告示第 21 号)

改正 平成 28 年 3 月 30 日告示第 21 号 平成 29 年 4 月 1 日告示第 25 号  
平成 30 年 3 月 30 日告示第 25 号 平成 31 年 3 月 29 日告示第 14 号  
令和 3 年 3 月 25 日告示第 35 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町の定住人口の増加、人口流出の抑制を図るとともに、活力に満ちた元気なまちづくりの推進と地域経済の活性化に資するため、本町内に新たに住宅を取得する者に対し、大洗町定住促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 住宅の新築又は購入をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する居室並びに専用の台所、浴室、便所及び玄関を有しているものをいう。
- (3) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 併用住宅 同一建物に居住部分と店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している住宅をいう。
- (5) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (6) 町外転入世帯 奨励金の交付対象者が、奨励金の交付申請日の属する年度の前年度 4 月 1 日以降に転入し、かつ転入日から起算して過去 1 年間、本町の住民基本台帳に記載されていない世帯をいう。
- (7) 町内定住世帯 前号に掲げる町外転入世帯以外の世帯をいう。
- (8) 子育て世帯 奨励金の交付申請日の属する年度の 4 月 1 日現在で、義務教育終了前の子どもがいる世帯をいう。
- (9) 一般世帯 前号に掲げる子育て世帯以外の世帯をいう。

### (対象住宅)

第 3 条 奨励金の対象住宅は、本町内に定住することを目的として取得した次に掲げる要件を満たす住宅とする。ただし、別荘、賃貸住宅、増築、贈与又は相続により取得した住宅は対象外とする。

- (1) 居住の用に供する部分の延べ床面積が 50 平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅
- (2) 取得費用が 5,000,000 円以上である住宅

(3) 奨励金の交付申請日の属する年度の前年度4月1日から奨励金の交付申請日の属する年度の3月31日までの間に、建物の所有権の保存又は移転の登記が完了した新築住宅又は中古住宅

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、前条に規定する対象住宅を取得し、当該住宅に居住している者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 取得した住宅の所有者であること。
- (2) 交付対象者が奨励金の交付申請日の属する年度の4月1日現在で、45歳未満であること。ただし、子育て世帯については、この限りではない。
- (3) 対象住宅への居住者においては、対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 対象住宅への居住者においては、町税の滞納がないこと。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次のとおりとする。

世帯の種別		奨励金の額
町外転入世帯	子育て世帯	250,000円
	一般世帯	200,000円
町内定住世帯	子育て世帯	150,000円
	一般世帯	100,000円

2 前項の奨励金の額を算出する基準日は、交付申請をした日とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大洗町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、申請に係る対象住宅が共有名義(当該所有権の登記名義人となるものが2人以上である場合をいう。)である場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1人を代表者とし、大洗町定住促進奨励金に係る共有名義者同意書(様式第2号)により当該代表者が他の共有者の同意を得たうえで申請するものとする。

- (1) 対象住宅に居住する者全員の住民票の写し(発行日から1月以内のもの)
- (2) 対象住宅に係る登記事項証明書(発行日から1月以内のもの)
- (3) 対象住宅に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (4) 対象住宅に居住する世帯全員の町税の滞納がないことを明らかにする完納証明書
- (5) 居住用面積が分かる書類(建築平面図等)(併用住宅のみ)
- (6) 大洗町定住促進奨励金に係る共有名義者同意書(共有名義である場合)(様式第2号)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町長は、申請者が大洗町定住促進奨励金に係る個人情報確認同意書(様式第3号)を提出する場合は、前項第1号及び第4号に掲げる書類の添付を省略させることができる。

3 奨励金の交付申請は、1住宅につき1人限りとする。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項の規定により当該奨励金の交付を決定した場合にあっては、町長はその額についても併せて決定するものとし、また適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の規定により奨励金の交付又は不交付を決定したときは、大洗町定住促進奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条第3項の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、交付決定の通知日から20日以内に大洗町定住促進奨励金交付請求書(以下「請求書」という。)(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が適当でないとして認めるとき。

2 町長は、第1項の規定により奨励金の交付決定を取り消す場合は、大洗町定住促進奨励金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金が既に交付されているときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、第1項の規定により奨励金の返還を命ずる場合は、大洗町定住促進奨励金返還命令書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 21 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 5 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降に所有権の保存又は移転の登記が完了した住宅に係る交付申請について適用する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日告示第 25 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日告示第 25 号)

この告示は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。ただし、第 2 条第 6 号及び第 3 条第 3 号の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日告示第 14 号)

この告示は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 25 日告示第 35 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

大洗町定住促進奨励金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

大洗町定住促進奨励金に係る共有名義者同意書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

大洗町定住促進奨励金に係る個人情報確認同意書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

大洗町定住促進奨励金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

大洗町定住促進奨励金交付請求書  
[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

大洗町定住促進奨励金交付決定取消通知書  
[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

大洗町定住促進奨励金返還命令書  
[別紙参照]